

令和元年度の処理状況

単位:件

	請求 件数	処理状況						審査 請求	実施機関別件数
		全部 公開	一部 公開	非公開	不存在	存否応 答拒否	取り 下げ		
情報公開 制度	132 (77)	39 (28)	47 (21)	5 (2)	34 (23)	0 (0)	7 (3)	2 (2)	市長68 教委53 公営企業5 議会1 選挙管理委員会1 農業委員会4 (市長50 教委18 公営企業3 議会6)
個人情報 保護制度	18 (20)	3 (10)	7 (5)	5 (0)	3 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	市長8 教育委員会10 (市長17 教育委員会1 公営企業2)

※()内の数字は平成30年度の件数です。

令和元年度 情報公開制度と個人情報保護制度の 運用状況をお知らせします

問い合わせ 文書情報課 文書情報係 (☎内線544)

情報公開制度

令和元年度の情報公開請求件数は132件でした。

実施機関別では、市長が68件、教育委員会が53件、公営企業が5件、議会が1件、選挙管理委員会が1件、農業委員会が4件でした。

請求の主な内容は、「スポーツ公園施設の管理」、「市公共施設の維持管理」に関する文書で、決定内容（処理状況）は、全部公開が39件、一部公開が47件、非公開が5件、不存在が34件、取り下げが7件でした。

なお、一部公開に対する審査請求が2件あり、公平な救済制度の一つとしてその処理にあたる情報公開・個人情報保護審査会（市長の附属機関）を6回開催しました。

個人情報保護制度

令和元年度の自分自身に関する情報の開示請求件数は18件で、実施機関別

情報公開制度・ 個人情報保護制度の利用方法

では市長が8件、教育委員会が10件でした。

請求の主な内容は、「介護認定審査資料」、「学校から教育委員会への報告書」に関するもので、決定内容（処理状況）は、全部開示が3件、一部開示が7件、不開示が5件、不存在が3件でした。

情報公開制度は、市の仕事や仕組みを知っていただくために情報（文書、図画、写真など）を公開するもので、市民の皆さんに限らず、どなたでも請求ができます。

また、個人情報保護制度では、自身に関する情報の開示を請求でき、その情報に誤りがあれば訂正を求めることができます。

請求される際は、「情報公開請求書」等に必要事項を記入して、情報公開担当窓口（文書情報課）に提出します。実施機関は、原則として請求日の翌日から14日以内に公開（開示）できるかどうかを決定します。

市の保有する情報は公開することが原則ですが、個人のプライバシーが侵害されたり、公共の利益が損なわれるような場合は非公開となることがあります。

情報公開請求、 個人情報開示請求の流れ

